

# 日医かかりつけ医機能研修制度について

## 制度概要と研修内容について

日医かかりつけ医機能研修制度は、今後の更なる少子高齢化を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための新たな研修制度として、平成28年に始まりました。

本研修制度の修了者には、当該医師が地域のかかりつけ医として活動し、研鑽を続けていることを示すものとして、都道府県医師会より証書が交付されます。

### 【研修内容】

#### 基本研修

・日医生涯教育認定証の取得。

#### 応用研修

・日医が行う中央研修、関連する他の研修会、および一定の要件を満たした都道府県医師会並びに郡市区医師会が主催する研修等の受講。

規定の座学研修を10単位以上取得

#### 実地研修

・社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の実践。

規定の活動を2つ以上実施  
(10単位以上取得)

3年間で上記要件を満たした場合、都道府県医師会より証書の発行（有効期間3年）。



## 修了申請について

上記要件を満たした先生は、受付期間内に必要書類を作成し、所属の地区医師会へご提出ください。規定の研修単位を満たしていることが確認できた方には、大阪府医師会より「修了証」を発行いたします（4月中旬頃）。

なお、必要書類および令和6年度の受付期間については、地区医師会を通じて案内いたします。また、大阪府医師会が確認できる範囲で、修了申請可能であると確認できた会員の先生には、申請書類を個別に送付予定です。

# 令和6年度「日医かかりつけ医機能研修制度」修了申請要件

対象期間において、①基本研修、②応用研修、③実地研修の要件を全て満たしていること。

## ①基本研修 下記いずれか（認定期間中）の「日医生涯教育認定証」の取得。

認定期間：2022年12月1日～2025年11月30日 / 2024年12月1日～2027年11月30日

2023年12月1日～2026年11月30日 ※日本医師会生涯教育認定証のコピーを添付

## ②応用研修 修了申請時の前3年間（令和4年1月1日～令和6年12月31日）において、下記項目（1～11）より10単位以上を取得。なお、同一名称の講義は最大2回まで認められる。

### ▼応用研修会（各1単位）※1～6の講義は、各1単位以上（計6単位）の受講を必須とする。

- 「かかりつけ医の倫理」、「かかりつけ医の質・医療安全」、「かかりつけ医の感染対策」、「今後の新興感染症を踏まえた感染対策」、「かかりつけ医の糖尿病管理」
- 「生活期リハビリの実際」、「小児・思春期への対応」、「メタボリックシンドロームからフレイルまで」、「フレイル予防・対策」、「介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション」、「栄養や口腔におけるかかりつけ医との連携」
- 「医療保険と介護保険、地域包括ケアシステムの構築」、「在宅医療、多職種連携」、「地域医療連携と医療・介護連携」、「地域リハビリテーション」「口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組」、「かかりつけ医の脂質異常症」
- 「社会的処方」、「リーダーシップ、マネジメント、コミュニケーションスキル」、「地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の役割」、「かかりつけ医と精神科専門医との連携」、「日常診療で留意する皮膚科・眼科・耳鼻科の症候」、「リハビリテーションにおける医療と介護の連携」
- 「終末期医療、褥瘡と排泄」、「認知症、ポリファーマシーと適正処方」、「リハビリと栄養管理・摂食嚥下障害」、「オンライン診療のあり方」、「尊厳の保持と自立支援のための認知症ケアと生活支援」、「認知症の方への意思決定支援とプライマリケア」
- 「多疾患合併症例」、「在宅リハビリ症例」、「地域連携症例」、「新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医」、「症例検討～意思決定を尊重した看取り／フレイルの改善へ向けた取組～」、「かかりつけ医の高血圧症管理」

### ▼関連する他の研修会

- 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会（日本医師会主催）」の全講義（6時間30分）の受講 ※都道府県医師会や郡市区等医師会が主催した同研修会を含む。（2単位）
- 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了 ※修了証のコピーを添付（1単位）
- 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了 ※修了証のコピーを添付（1単位）
- 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了 ※修了証のコピーを添付（1単位）
- 「日本医学会総会（2023東京）」の出席 ※参加証明書のコピーを添付（2単位）

## ③実地研修 修了申請時の前3年間（令和4年1月1日～令和6年12月31日）において、下記項目（1～16）より2つ以上実施していること。（1項目あたり5単位で、10単位以上）

1. 学校医・園医、警察業務への協力医	9. 主治医意見書の記載
2. 健康スポーツ医活動	10. 介護認定審査会への参加
3. 感染症定点観測への協力	11. 退院カンファレンスへの参加
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・予防接種の実施	12. 地域ケア会議等※への参加 （※会議の名称は地域により異なる）
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力	13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施	14. 看護学校等での講義・講演
7. 訪問診療の実施	15. 市民を対象とした講座等での講演
8. 家族等のレスパイトケアの実施	16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務